

(別添)

3 文 科 高 第 803 号
医 政 発 1020 第 3 号
令 和 3 年 10 月 20 日

各国公私立大学長 殿
各都道府県知事

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

臨床検査技師学校養成所指定規則第2条第10号に規定する
適当な実習指導者について

臨床検査技師の臨地実習については、「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」(令和2年4月8日)において、臨床検査技師を取り巻く環境の変化とともに、求められる役割・知識等も変化していることや、臨地実習の実施方法や指導環境、指導する期間等が学校養成所や臨地実習施設によって様々であることから、臨床検査技師の質の向上のため、臨地実習の在り方の見直しや、学校養成所や臨地実習施設における教育の質の向上が求められたところであり、これを踏まえ、臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和45年12月28日文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。)の一部改正及び「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」(令和3年10月20日医政発1020第1号厚生労働省医政局長通知)を通知したところである。

これらを踏まえ、指定規則の第2条第10号に規定する「適当な実習指導者」及び別表第2に規定する「臨地実習において学生に必ず実施させる行為及び必ず見学させる行為」の留意事項を下記のように定め、指定規則の一部を改正する省令(令和3年10月14日文部省・厚生省令第4号)の施行の日(令和4年4月1日)から適用する。

また、都道府県においては、貴管下の医療機関等に対して、以下の内容を周知願いたい。

記

- 1 適当な実習指導者は、以下のいずれの要件も満たす者とする。
 - (1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有すること。
 - (2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した臨地実習指導者であること。

ただし、在宅医療、内視鏡検査室で行う実習については、医師又は看護師であることを適当な実習指導者とするを妨げないこととする。
- 2 臨地実習において学生に必ず実施させる行為及び必ず見学させる行為の留意事項
 - (1) 患者の安全の確保の観点から、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。
 - (2) 個々の患者から同意を得た上で実施すること。

以上